

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300176号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300095号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月25日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年2月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月25日

A社から請求期間に支払われた賞与について、自身が被保険者賞与支払届の提出を失念したため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問会計事務所から提出された給与所得に対する源泉徴収簿及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間にA社から480万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料(13万7,250円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年2月25日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年4月26日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年2月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300070 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2300016 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から平成 2 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 37 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 57 年*月から平成 2 年 9 月まで

実家の父親が、私が 20 歳になった昭和 57 年頃に、A 市で私の国民年金の加入手続を行い、納付場所や納付方法は分からないが、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

平成 2 年 9 月、私の結婚を機に、父親から今後は自分で保険料を納付するようにと年金手帳を渡され、私は、初めて私の国民年金の加入手続及び保険料納付を父親が行っていたことを知った。父親から渡された年金手帳は平成 13 年頃に紛失してしまった。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 57 年頃に請求者の父親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっており、請求期間当時の証言を得ることができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者となった昭和 57 年*月*日に係る被保険者資格の入力処理年月日は、平成 6 年 6 月 13 日であることが確認できることから、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」は、同年 6 月頃に、初めて払い出されたと推認でき、当該入力処理が行われるまでは、請求期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできなかつた上、当該入力処理時点では、請求期間に係る国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及

び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、国民年金番号「*」のほかには別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

加えて、請求者の国民年金の加入手続を行った父親が、請求期間当時居住していたとするA市（現在は、B市C区）を管轄するD社会保険事務所（当時）から同市に払い出された、昭和57年*月から同年*月までの期間に係る国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により被保険者氏名を目視にて確認したが、請求者に対して国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。